

平成23年度第1回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成23年11月24日（木）

と ころ 市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

平成23年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成23年11月24日(木)

場 所 市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委 員〉

小 尾 淳 子	山 口 登	瀬 口 秀 孝
廣 野 恵 三	吉 越 留 美	山 本 茂 子
櫻 井 綾 子	遠 藤 百合子	鈴 木 成 夫
関 根 優 司	渡 辺 ふき子	飯 塚 美里男
大見川 幹 生		

〈保険者〉

市民部長	川 合 修
保険年金課長	大 津 雅 利
国保給付係長	石 橋 春 美
国保税係長	三 浦 真規子
保険年金課主査(賦課担当)	野 村 明 生

欠席者 〈委 員〉

西 野 裕 仁

議 題

日程第1	小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出について
日程第2	小金井市国民健康保険運営協議会会長並びに会長職務代行者の選挙について
日程第3	平成22年度国民健康保険特別会計決算の概要について (報告)
日程第4	平成23年度国民健康保険特別会計予算の概要について (報告)
日程第5	その他

平成23年度第1回 小金井市国民健康保険運営協議会

平成23年11月24日

◎**大津保険年金課長** 皆さん、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、平成23年度第1回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は11月末のお忙しい中、お集まりいただきましてほんとうにありがとうございます。

また、日程の変更がございましたことを、おわび申し上げます。ほんとうに申しわけございませんでした。

本協議会につきましては、平成23年1月1日から新たな任期となっているところでございます。したがって、本日の委員会席につきましては、第1回目となることから、現時点では仮議席とさせていただいているところでございます。

私の左手からでございますが、国民健康保険条例第2条第1号による、被保険者を代表する2名の委員。第2号による保険者医または保険薬剤師会を代表する委員5名。第3号による公益を代表する委員5名。それから第4号による被用者保険等保険者を代表する委員2名の順となっているところでございます。

なお、被用者を代表する委員につきましては、定員が5名のうち3名が欠員となっております。また、着席の順番につきましては、それぞれの区分ごとで五十音順とさせていただいておりますので、あらかじめご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本来でありますと、小金井市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づきまして、この場で市長から委嘱状の交付をするところでございますが、まことに失礼でございますが、既に各委員の皆様には郵送させていただいておりますので、それをもってご報告とかえさせていただいております。その旨ご了承いただきたいと思います。

なお、今期の任期につきましては平成24年12月31日までとなっておりますので、よろしく願いたします。

次に、本来ですと市長のほうからごあいさつを申し上げるところでございますが、市長辞職に伴い、市長職務代理者を企画財政部長をもって設置しているところでございます。本日は市民部長のほうからごあいさつさせていただきます。

◎川合市民部長 皆さん、こんにちは。市民部長の川合でございます。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。日ごろから国民健康保険事業に多大なるご尽力をいただくとともに、市政全般にわたりまして大変なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご存じのとおり、後期高齢者医療制度の廃止を中心とした制度の抜本的な見直し、国のほうにおいて社会保障・税一体改革として行われているところでございますが、現在、はっきりした内容がまだ示されていないような状況でございます。今後は国等の動きを注視していきながら、小金井市の国民健康保険のほうについても併せて考えていかなければならないものというふうに考えてございます。

さて、昨年は地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、国民健康保険税の条例を一部改正させていただきました。これらは前委員の皆さんのご協力、ご協議をいただき、非自発的失業者にかかる国民健康保険税の軽減措置、また、7割・5割・2割の減額割合の改定、それと課税限度額の引き上げ等、改正を行ってきたところでございます。

一方、平成22年度の国民健康保険特別会計の決算においては、赤字補てん財源に当たる一般会計からの繰入金で8億8,531万6,000円と、前年度対比で10.7%も増になってしまったという大変厳しい財政状況にありましたが、今後は皆様方のご理解とご協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めていきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎大津保険年金課長 それでは続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

国保給付係長の石橋でございます。

◎石橋国保給付係長 石橋です。よろしく願いいたします。

◎大津保険年金課長 国保税係長の三浦でございます。

◎三浦国保税係長 よろしく願いいたします。

◎大津保険年金課長 賦課担当主査、野村でございます。

◎野村賦課担当主査 よろしく願いいたします。

◎大津保険年金課長 申しおりましたが、私、保険年金課長をしております大津です。どうぞよろしく願いいたします。

今後の進行につきましては、市民部長のほうで務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎川合市民部長 それでは、すみませんが着席したまま進めさせていただきます。

本日は今期初めての会合でございますので、私のほうから各委員さんのご紹介をさせていただきますが、各委員さんにおかれましては自己紹介を兼ねてごあいさつをいただければ幸いです。なお、ごあいさつは着席のままでお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、皆さんから見て右側からご紹介をいたします。はじめに、第1号被保険者を代表する委員でございますが、小尾委員さんでございます。

◎小尾委員 小尾と申します。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 続きまして、同じく被保険者を代表する委員でございますが、山口委員さんでございます。

◎山口委員 山口です。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 次に、2号保険医又は保険薬剤師を代表する委員でございます。まず、医師会から瀬口委員さんでございます。

◎瀬口委員 瀬口です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 その次、西野委員さんでございますが、本日は欠席というご連絡を受けております。

続きまして、医師会のほうから廣野委員さんでございます。

◎廣野委員 廣野です。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 歯科医師会から、吉越委員さんでございます。

◎吉越委員 吉越です。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 薬剤師会から、山本委員さんでございます。

◎山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 続いて、3号公益を代表する委員でございます。民生委員から、櫻井委員さんでございます。

◎櫻井委員 櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 続きまして、市議会から遠藤委員さんでございます。

◎遠藤委員 遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 同じく、市議会から鈴木委員さんでございます。

◎鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 続きまして、同じく市議会から関根委員さんでございます。

◎関根委員 関根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 続きまして、同じく市議会から渡辺委員さんでございます。

◎渡辺委員 渡辺ふき子でございます。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 次に、第4号被保険者保険等保険者を代表する委員でございます。全国健康保険協会から飯塚委員さんでございます。

◎飯塚委員 飯塚でございます。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 健康保険組合から大見川委員でございます。

◎大見川委員 大見川でございます。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入るわけでございますが、議事に入る前に、本議会の成立の可否につきまして事務局からご報告させていただきます。

◎石橋国保給付係長 それでは、本会議の成立の可否についてご報告いたします。現在、委員定数17名中13名のご出席を賜っております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、小金井市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づく定足数に達しております。

したがって、本会議は成立しておりますので、この旨ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎川合市民部長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の日程につきまして、既に机の上に配付しております議事日程のとおりでございます。

まず、日程第1「小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出について」を議題とさせていただきます。

本協議会は新たな任期となっておりますので、会長及び会長職務代理者を新たに選出いただくことになるわけでございます。そのため、臨時議長を選出する必要があります。

それでは、小金井市国民健康保険運営協議会の臨時議長の選出についてお諮りいたします。従前の例によりまして、最年長者であります廣野委員を臨時議長に指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎川合市民部長 それでは、異議なしと認めます。

廣野委員さんを臨時議長に指名させていただきます。臨時議長が決まりましたので、進行を廣野委員さんに交代いたします。廣野委員さん、臨時議長席のほうへ移動お願いいた

します。その間しばらくお時間をいただきたいと思います。

◎**廣野臨時議長** ただいまご指名いただきました廣野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議を続けます。日程第2「小金井市国民健康保険運営協議会会長並びに会長職務代行者の選挙について」を議題といたします。会長並びに会長職務代行者は、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づきまして、第3号公益代表の第3号の委員の方から選出ということになっておりますので、どなたか選出方法についてご提案ございませんか。遠藤委員。

◎**遠藤委員** 指名推薦でお願いしたいと思います。

◎**廣野臨時議長** ただいま選出方法について、指名推薦というご意見がございましたがいかがでしょう。ほかにございますか。

ないようでございますので、指名推薦によって行うということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**廣野臨時議長** ありがとうございます。それでは、指名推薦によって選出したいと思います。

指名推薦によって会長を選出いただくわけですが、どなたかご推薦いただけますか。遠藤委員。

◎**遠藤委員** 議員としていつもの確なご判断をお持ちの関根優司委員を推薦いたします。

◎**廣野臨時議長** ただいま、関根委員をご推薦申し上げるということでご発言ございました。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。ご異議ないようでございますね。

それでは、異議なしと認めます。よって、今ご指名がありましたように、会長に関根委員を選出することにいたします。ありがとうございます。

次に、会長職務代行者の選出についてでございますが、どういたしましょう。ご意見ございませんか。遠藤委員。

◎**遠藤委員** 同じく、指名推薦でお願いしたいと思います。

◎**廣野臨時議長** ただいま遠藤委員から指名推薦というご提案がございました。それではよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎**廣野臨時議長** ありがとうございます。それでは、指名推薦ということで、会長職務代行者を選出していただきますが、どなたかご推薦は。遠藤委員。

◎遠藤委員 民生委員さんとして長くご経験していらっしゃいます、ご経験の豊かな櫻井綾子委員をご推薦申し上げます。

◎廣野臨時議長 ただいま遠藤委員から、櫻井委員を会長職務代行者に推薦したいというご意見がございました。ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

◎廣野臨時議長 ないようでございますね。それではお諮りします。櫻井委員を会長職務代行者としてご選出いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

◎廣野臨時議長 ありがとうございます。それでは、会長職務代行者に櫻井委員を選出することに決定いたしました。

会長及び会長職務代行者、これで選出が終わりましたので私の仕事は終わりでございます。どうもご協力ありがとうございました。それでは、会長とかわりますのでちょっとお待ちください。

◎川合市民部長 廣野臨時議長、どうもありがとうございました。

それでは、関根会長、こちらのほうの席になります。

会長及び職務代行者が選出されました。はじめに会長から就任のごあいさつをお願いしたいと思います。関根委員、よろしく申し上げます。

◎関根会長 ただいま選出していただきました、関根です。私、前回、4年前か6年前に2年間やらせていただきまして、それが初めてでした。今回も久しぶりですので、皆様と一緒に、私よりはるかに経験豊かな方がいっぱいいらっしゃいますので、勉強しながら精いっぱい務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎川合市民部長 ありがとうございます。次に、会長職務代行者にご就任お願いしました櫻井委員、ごあいさつのほうをお願いしたいと思います。

◎櫻井会長職務代行 櫻井でございます。民生委員から選出されておりますが、まだまだ微力でございますので、皆様のお力添えとともに勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎川合市民部長 どうもありがとうございました。

本協議会の議長につきましては、小金井市国民健康保険運営協議会会議規則第6条の規定によりまして、会長が行うこととなっております。関根会長、進行のほうをよろしく願いいたします。

◎**関根会長** それでは、議事を進めさせていただきます。これより、委員の議席の指定を行いたいと思いますが、従前の例によりまして、ただいま着席されている仮議席をもって議席といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**関根会長** ご異議なしということですので、そのとおり決定させていただきます。

次に、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第9条第2項の規定により、会議録署名委員を2名指名したいと思います。1番の小尾委員、2番の山口委員の2人を会議録署名委員として指名いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。日程第3「平成22年度国民健康保険特別会計決算の概要について(報告)」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

◎**大津保険年金課長** それでは、進めさせていただきますが、着席のまま始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、お手元にお配りさせていただいております資料のほうをごらんいただきたいと思います。机の上に置かせていただいております、まず、本日の議事日程。A4が1枚。また、国民健康保険運営協議会委員名簿、1枚。あと座席表、1枚でございます。また、先日、開催通知と一緒に資料のほうを配布させていただきましたが、一部訂正、また追加資料がございました関係から、資料のほうをもう1度今日置かせていただきましたので、こちらのほうをご使用いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、昨年12月に委員の方からご要求がございました資料「小金井市国民健康保険年齢別被用者被保険者数」のA4の一覧表でございます。

以上、資料として机上のほうに配布させていただきました。ない方等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、日程第3「平成22年度国民健康保険特別会計決算の概要について」報告させていただきますが、その前に、もう1度資料のほうで「国民健康保険必携」という本を配布させていただきました。内容等につきましては、国民健康保険制度の成り立ちから国民健康保険の詳細にわたるものでございます。比較的コンパクトにまとめられておりますので、ご活用いただければと思います。

それでは進めさせていただきますが、概要の説明に入る前に、皆様ご存じかと思いますが、簡単に国民健康保険の制度について説明させていただければと思います。

国民健康保険というものは国民皆保険制度という中の最後のとりで、基本的に日本の健

康保険制度の中で、会社の保険に入れない、入っていない方を対象としている保険となっているものでございます。

制度の目的といたしまして、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡等に必要な給付を行い、社会保障及び国民健康保険の向上に資するものということを目的としているものでございます。また、被保険者につきましては、保険給付を受けようとする地位にある者で、国民健康保険法第6条の適用除外に該当しない限り、区市町村の区域内に住所がある者については国民健康保険に加入するというふうになっているところでございます。

また、被保険者の中には一般被保険者と退職者被保険者というものがございます。退職者被保険者というものにつきましては、それまで長い間会社の被用者保険に入っておられた方が、退職されて国民健康保険にかかわられるわけですが、それまで被用者保険の中で保険料を納めていたという経過がある関係から、その退職された方々が国民健康保険に入られるとその負担が増えるということもあり、被用者保険からの拠出金で医療費の一部を賄う制度となっております。退職者被保険者というものは60歳から65歳になるまでの方を対象としているものがございます。それ以外の方を一般被保険者というふうにしているところでございます。

制度とか概要につきまして、簡単ですが説明を終了させていただきます。

それでは、平成22年度国民健康保険特別会計の簡単な概要についてご説明させていただきます。資料のほうは「平成23年度 第1回国民健康保険運営協議会資料」の1ページ、2ページ、また、円グラフのほうを参考に見ていただければと思います。よろしくお願いたします。

平成22年度の年間平均被保険者数は2万8,315人で、これを前年度と比較いたしますと151人の増となっているものでございます。平成22年度の予算規模は、当初予算88億252万3,000円に、2回の補正予算3億1,446万5,000円を加え、総額91億1,698万8,000円となりました。これに対する決算額は歳入総額が88億4,479万円で、前年度比0.3%の増、歳出総額は88億3,694万円で、前年度対比2.8%の増となったものによるものでございます。

形式収支は785万円で、翌年度への繰越財源がないため実質収支も同額となっているものでございます。

歳入の主な内容は次のとおりでございます。款1の国民健康保険税につきましては、税率及び税額とともに前年度と同率同額で課してございます。収入額は19億9,960万

2,000円で、前年度対比4.6%の減になりました。収入率は現年課税分が89.4%と、前年度を0.3ポイント上回りました。また、滞納繰越分については18.0%と、前年度を0.1ポイント下がってしまいました。全体では71.2%で、対前年度対比1.2ポイントの減となりました。

収入率の低下の主な要因は、リーマン・ショック以降の経済情勢の下での納税環境の悪化、また平成20年度に開始された後期高齢者医療収納事務や特別徴収事務局に多くの作業時間を要した関係から、滞納整理が十分に執行できなかったことによるものでございます。

この結果、多摩26市の中で収入率の比較では現年課税分が13位、滞納繰越分が17位で、これを合わせて合計収入率では13位となりました。いずれも前年度から順位を下げる結果となりました。

次に、款3の国庫支出金でございます。19億7,909万7,000円で、前年度対比22.1%の増となりました。これは療養給付費等負担金が19億177万5,000円で、前年度比23.2%の増、財政調整交付金は算定基準の見直しが行われたため、1,963万8,000円と、前年度対比67.4%の大幅な増となった関係によるものでございます。

次に、款4療養給付費等交付金については4億1,510万4,000円で、前年度対比3.6%の減となりました。

次に、款5の前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者の加入割合が高い保険者に負担調整を目的として交付されることになった交付金で、今年度は14億6,251万5,000円交付され、前年度対比30.1%の減となりました。これは、前年度までの過交付の精算による減額によって減額となったものでございます。

次に、款6都支出金につきましては、4億3,221万5,000円で、前年度対比11.3%の減となりました。国民健康保険事業都補助金が2,447万3,000円となり、前年度対比80.2%の大幅な減となりました。前々年の精算分と健全運営化指数の減少によるものでございます。

次に、款7の共同事業交付金につきましては7億4,569万9,000円で、前年度対比7.5%の減となりました。

次に、款9の繰入金については、15億6,720万7,000円で、前年度対比41.6%の増となりました。基盤安定繰入金、出産育児一時金、赤字補てんの財源となるその他一般会計繰入金の前年度対比39.6%、21.3%、10.7%の増となったことによ

るものでございます。

次に、款10の繰越金につきましては2億2,391万4,000円で、前年度対比の大幅な増となりました。平成21年度の決算によるものでございます。

次に、款11の諸収入につきましては1,921万4,000円で、前年度対比49.2%の減となりました。

次に、歳出の主な内容でございます。款1の総務費でございますが、1億4,754万5,000円で、前年度対比6.2%の減となりました。この主な要因は、保険証の一斉更新が隔年に行われるために減となったもの。また、職員の給与等が減になったことによるものでございます。

次に、款2の保険給付費につきましては59億6,055万9,000円で、前年度対比5.5%の増となりました。退職被保険者の療養諸費が増となったことによるものでございます。

次に、款3の後期高齢者支援金等につきましては後期高齢者医療制度の支援を目的とした経費で、11億2,604万1,000円で、前年度対比7.3%の減となりました。

次に、款4の前期高齢者納付金等につきましては、前期高齢者にかかる負担調整を目的とした経費で195万1,000円、前年度対比43.5%の減となったものでございます。

次に、款5の老人保健拠出金につきましては、2,351万6,000円で、前年度に比べて大幅な増となりました。この主な要因は、平成20年度に老人医療制度が廃止となり、さかのぼっての過誤調整等の調整が行われたことによるものでございます。

次に、款6の介護納付金につきましては4億7,880万4,000円で、前年度対比7.9%の増となったものでございます。

次に、款7の共同事業拠出金につきましては7億7,256万円で、前年度対比12.4%の減となりました。これは、拠出金の算定方法の誤りを訂正したことによるものでございます。

次に、款8の保健事業費につきましては9,775万9,000円で、前年度対比5.3%の増となりました。特定健康審査等の実績が伸びたことによるものでございます。

次に、款9の基金積立金につきましては、前年度からの繰越金及び積立金の利子1億2,522万1,000円を積み立てたものでございます。

次に、款11の諸支出金につきましては1億298万5,000円で、前年度対比918.6%の大幅な増となったものでございます。主な要因は、交付金等の返還金が、前年

度は133万5,000円であったものが、9,481万9,000円になったものでございます。

以上でございます。

◎**関根会長** 事務局の報告が終わりました。事務局に対して何かご質問がございますか。大見川委員。

◎**大見川委員** 単純な質問というか、制度が違うので質問させていただきたいんですが、我々の被用者保険と比べて歳入の分がいろいろあるので、今のお話を伺っていると、前年比が相当プラスマイナスのばらつきがございましたよね。にもかかわらず、歳出とほとんどぴったり合うというのはどういうからくりがあるんでしょうか。我々の場合ですと、いわゆる保険料収入が大部分で、保険料収入というのは基本的に料率というのが決まっていますから大体読めるんですね。あと歳出との調整——我々は支出といいますけど、支出との調整は別途積立金という財産を切り崩すとか何とかして、何とかやりくりするわけですけど、これは全くそういうのが、そういうバッファがありませんから、どういう形で操作をすればこういう形で歳入と歳出がぴったり合うのか、その辺の仕組みを。すみません、単純な質問で。

◎**関根会長** 保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** 今のご質問、大変よく意味はわかります。この件につきましては、歳入の款の9繰入金、その他一般会計繰入金というのがございます。そこが赤字分を補てんしているところです。本来、国民健康保険の健全な運営と申しますと、その他一般会計の繰入金がゼロとなるものが、健全な運営とされているところでございます。市の国民健康保険の被保険者は低い所得の方から高い方までがいらっしゃる関係で、その他一般会計繰入金のところでは赤字補てん分として一般会計のほうから繰入れていただいております。赤字にはならないような制度になっているものです。

◎**大見川委員** わかりました。要するに、そういうバッファはあるということですね、予算上の。はい。理解できました。

◎**関根会長** ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。ほかに質疑等なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、日程第4「平成23年度国民健康保険特別会計予算の概要について（報告）」を議題といたします。事務局の報告を求めます。保険年金課長。

◎**大津保険年金課長** それでは、資料の2ページになるわけでございます。概略について

説明させていただきます。

もう既に23年度予算につきましては半分が過ぎているところでございますが、運営協議会を本日開催させていただいたということで、ご理解いただいて説明のほうを聞いていただければと思います。

まず、平成23年度の国民健康保険特別会計の予算に当たりまして、概略について説明させていただきます。

歳入面では、主たる財源であります国民健康保険税は現行税率均等割額、平等割額による見積もりの上、昨年の国民健康保険条例の一部改正に伴う課税限度額の引き上げを見込み、算定する一方、7割・5割・2割軽減や非自発的失業者にかかる課税の特例による軽減に伴う影響が大きくなってございます。さらに、平成21年度の前期高齢者交付金の精算など歳入に大きな影響を与えるため、基金をほぼ全面取り崩し、さらに不足分を一般会計から法定外の繰り入れをもって歳入を確保することといたしました。

歳出面では、保険証の更新年であるため総務費が大幅に伸び、保険給付費及び保健事業費は、過去2年間の実績を踏まえ、一定の伸びを見ながら計上したものでございます。

まず、歳入でございます。はじめに款1国民健康保険税につきましては、20億5,003万9,000円で、収入率は平成22年度の当初予算とほぼ同じ水準で見込み、平成23年度からの課税限度額の引き上げ、平成22年度から実施された7割・5割・2割軽減や非自発的失業者軽減、これらの増減を見込み、算出した結果、前年度当初対比3,389万2,000円の減。1.6%の減と見込んだものでございます。

次に、款3国庫支出金につきましては、20億9,474万4,000円で、前年度当初対比4,003万9,000円、1.9%の増となっております。この要因ですが、歳出予算の一般被保険者の医療費の増を見込みましたが、前期高齢者交付金の増が上回ったため、結果として療養給付費等負担金の減。一方で非自発的失業者に対する保険税軽減分の財政調整交付金等による補てんで大幅な増となることから、全体として増としたものでございます。

次、款4療養給付費等交付金につきましては4億2,861万6,000円で、退職者医療給付費の見込みが対前年度比で増となったため、前年度当初比8,641万6,000円、25.3%の増となったものでございます。

次に、款5の前期高齢者交付金でございます。保険者間で医療負担を調整する制度で、平成23年度は平成21年度の精算分マイナス2億7,981万4,000円を差し引き、

16億8,922万2,000円で、前年度当初対比2億2,903万1,000円、15.7%の増としたものでございます。

次に、款6の都支出金につきましては6億8,179万円で、国庫支出金と同様の理由によりまして、前年度当初対比9,298万5,000円、15.8%の増となったものでございます。

次に、款7の共同事業交付金につきましては9億3,708万7,000円で、平成22年度の実績等を踏まえ、積算し、前年度当初対比1億9,677万3,000円、26.6%の増としたものでございます。

次に、款9の繰入金につきましては、前期高齢者交付金の平成21年度精算分の補てん分のため、運営基金から全体の1億4,880万円を繰り入れ、また一般会計その他繰入金等も運営基金で補えるものや、赤字補てん分として8億5,031万3,000円を繰り入れておりますが、基金、繰入金の大幅な減により、繰入金全体として前年度当初対比1億6,296万5,000円の減、10.7%の減となったものでございます。

次に歳出でございます。はじめに款1総務費でございますが、前年度当初対比927万1,000円、6.3%の増となっているものでございます。主な要因は、2年ごとの保険証の更新費用が増額となったものでございます。

次に、款2の保険給付費でございます。62億1,632万9,000円で、前年度当初対比1億1,639万6,000円、1.9%の増となっております。その主な要因は、療養諸費や高額療養費の増加によるものでございます。

次に、款3の後期高齢者支援金等でございます。これは後期高齢者医療制度を維持するための法定支援金でございます。財源の4割を負担するもので、全保険者が拠出することとなっております。この支援金につきましては前年度当初対比1億7,045万1,000円、15.2%の増となったものでございます。

次に、款4前期高齢者納付金でございます。これは前期高齢者の負担調整のための納付金で、すべての保険者は加入被保険者数に応じて負担するもので、前年度当初対比159万8,000円、79.4%の増となっているものでございます。

次に、款5の老人保健拠出金ですが、後期高齢者医療制度が創設されたことにより平成20年度から廃止されたものです。したがって平成23年度の拠出金はございませんが、ここに計上いたしました数値は、平成20年度の精算分として拠出金及び事務費が発生するものでございます。

次に、款6の介護納付金でございます。2号被保険者の増加及び1人当たりの納付額の増加により、前年度対比5,654万円、11.8%の増となっております。

次に、款7の共同事業拠出金でございます。9億1,326万円で、平成22年度の実績等を踏まえて積算し、前年度当初対比1億679万5,000円、13.2%の増となっております。

次に、款8の保健事業費でございます。1億1,520万8,000円で、前年度当初対比903万6,000円、8.5%の増となっております。特定健診等事業費と人間ドックの補助金の件数を、実績等を踏まえ、一定の伸びを勘案しながら見込みを計上したものでございます。

次に、款11の諸支出金でございます。1,550万1,000円で、前年度当初対比514万円、49.6%の増となっているものでございます。

以上です。

◎**関根会長** 事務局の報告が終わりました。事務局に対して何かご質問がございますか。特になければこれで質疑を終了ということになりますが、よろしゅうございましょうか。

では、これで質疑を終了いたします。

ほかに、日程第5「その他」に入るわけですが、事務局から何かございますか。

◎**大津保険年金課長** 特にございませませんが、既に机の上に配付してございます委員名簿につきまして、住所、電話番号が記載されていないものをご配布させていただいております。委員の皆様のご了承が得られれば、例年のとおり住所、電話番号等が記載されている名簿を配付したいと思いますが、いかがでしょうか。

◎**関根会長** 事務局から提案がありましたが、住所等の記載のある名簿の配付について、個人情報となりますので取り扱いに注意していただくということで、配付を許可することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**関根会長** それでは、了解が得られましたので、どうぞ配付をお願いいたします。

(名簿配付)

◎**関根会長** それでは、これで本日の議題はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成23年12月22日

議 長

署名委員

署名委員